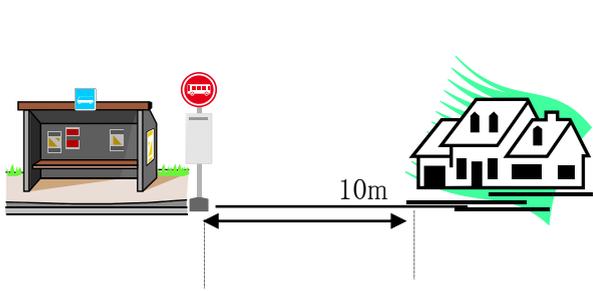
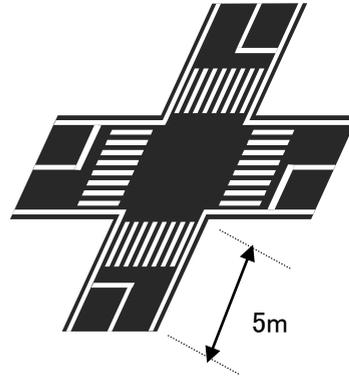


以下の箇所は、請願工事「禁止箇所」です。

① 停留所を表示する標柱又は標示板から10m以内



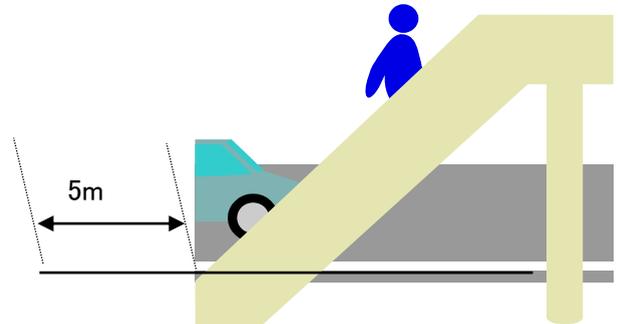
② 横断歩道や交差点内、曲がり角から5m以内



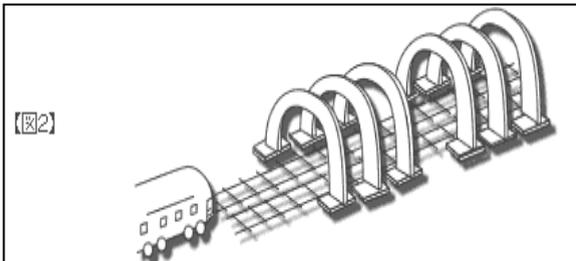
③ バス停車帯の部分 (①を除く)



④ 横断歩道橋の昇降口から手前5m以内
(地下道、地下鉄出入口も同様)



⑤ トンネルの前後 50m以内



※道路法 抜粋

(道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用)

第57条 第24条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない

⑥ 路面電車の安全地帯の前で、車道幅が狭くなっている部分



道路交通法による「安全地帯」とは？

「路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分」

その他わからない点は、お気軽にご相談下さい。

※道路上に段差解消のためのブロックなどを設置しないでください※

道路上に段差を解消するためのブロックや鉄板などを設置しているケースが見受けられますが、歩行者がつまずいたり、車両の転倒事故の原因となる恐れや、除雪作業の支障になる場合があります。また、道路上の排水機能を損ねるため、道路冠水の原因になる可能性もありますので、ブロックなどを設置されている場合は、速やかな撤去をお願いいたします。

このような事例が原因で事故が発生した場合は、設置者（もしくは所有者、使用者）の責任が問われる場合があります。

段差を解消したいときは、歩道や縁石の切り下げ工事をするなど他の対応を検討してください。なお、工事をする場合は道路の構造を変えることから「道路工事施行承認申請」をしていただくこととなりますので、事前に各市町を管轄している丹南土木事務所(0778-23-4970)または鯖江丹生土木部(0778-34-0589)にご相談ください。

ただし、工事費用は自己負担となります。

× 段差解消ブロックの例 ×



◎ 切り下げ工事を行った例 ◎

